

○堺市立男女共同参画センター条例施行規則

平成30年3月30日

規則第32号

改正 平成30年4月2日規則第52号

令和2年10月30日規則第88号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市立男女共同参画センター条例（平成30年条例第6号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、堺市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(平30規則52・一改)

(開館時間及び休館日)

第2条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することがある。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により使用許可を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、堺市立男女共同参画センター使用申請書（様式第1号。第6条において「使用申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長において特に必要があると認める場合については、この限りでない。

(使用許可)

第4条 使用許可は、条例第9条第3項の規定により使用料を後納する場合を除き、使用料の納付後、堺市立男女共同参画センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付して行う。

(使用の制限)

第5条 市長は、条例第3条第2項各号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可せず、又は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限することがある。

(1) 専ら男女共同参画の推進に関する活動以外の目的のために使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、市長が不相当であると認めるとき。

(使用許可の順位)

第6条 使用許可の順位は、使用申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可に係る使用時間)

第7条 使用許可に係る使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(使用許可書の提示義務)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第4条の規定により交付を受けた使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用許可の変更)

第9条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日（使用しようとする日を変更しようとするときは、当初の使用しようとする日又は変更後の使用しようとする日のいずれか早い日）の7日前の日までに堺市立男女共同参画センター使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用許可の変更を承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用許可を変更してセンターを使用させることが適当であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することがある。この場合において、当該申出は、第1項の申請書により行わなければならない。

4 市長は、前2項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に再交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員が、使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (3) 許可を受けないでセンター内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けていない施設、附属設備その他器具備品等を使用しないこと。
- (5) 許可を受けないで附属設備その他器具備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (6) 許可を受けないで物品の展示、販売等をしないこと。
- (7) 使用する施設の入館者に、次条に定める事項を遵守させること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（入館者の遵守事項）

第11条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) センターを不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（使用料等）

第12条 条例第9条第1項の市長が定める使用料は、別表第1のとおりとする。

2 条例第9条第2項の市長が定める使用料は、別表第2のとおりとする。

3 市長は、条例第3条第1項後段の規定により使用許可の変更を承認したときは、既納の使用料を変更後の使用許可に係る使用料(以下この項において「変更後の使用料」という。)の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額は還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは、当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。

4 前項後段の規定にかかわらず、第9条第3項の規定により使用許可の変更を承認した場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。

5 条例第9条第3項の規定により使用料を後納させることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

（使用料の減免）

第13条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及び

その減免額は、次のとおりとする。

- (1) 本市が主催し、又は共催する行事のために使用するとき。 全額
- (2) 条例第16条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用するとき。 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認めるとき。 全額又は半額

2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立男女共同参画センター使用料減免申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について、参考となる資料を添付させることがある。

（使用料の還付）

第14条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、第9条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は、適用しない。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない事故により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額
- (2) 使用者が、使用しようとする日の7日前の日までに使用の取消しを申し出て、その理由が認められた場合 既納の使用料の半額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市立男女共同参画センター使用料還付申請書(様式第5号)に使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

（保証金）

第15条 使用者は、条例第6条第1項又は第2項の規定により特別の設備を設けるときは、条例第12条第1項の保証金を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他市長が特に認めた公共的団体については、この限りではない。

2 前項本文の保証金の額は、当該設備の撤去及び原状回復に要する費用に相当する額とする。

（施設等の破損等の届出）

第16条 使用者及び入館者は、センターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市立男女共同参画センター破損（滅失）届（様式第6号）により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（使用終了の届出）

第17条 使用者は、センターの使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(指定管理者の指定手続)

第18条 条例第18条第2項の申請書は、堺市立男女共同参画センター指定管理者指定申請書(様式第7号)とする。

2 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (2) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(堺市立女性センター使用料規則の廃止)
- 2 堺市立女性センター使用料規則(平成22年規則第112号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「午後9時まで」とあるのは、「午後5時30分まで」とする。
- 4 この規則の施行前に堺市立女性センター管理運営規則(昭和55年教育委員会規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当する規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成30年4月2日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月30日規則第88号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立男女共同参画センター条例施行規

則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立男女共同参画センター条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表第1（第12条関係）

区分	基本料金（1時間につき）
第一研修室	600円
第二研修室	700円
料理室	400円
実技室	300円
和室	200円
大ホール	2,000円

備考

- 1 条例別表備考第1項の「市外居住者」とは、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地が本市の区域外に存するものをいう。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金にその5割を加算する。
- 3 許可を得て、第2条第1項に規定する開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（条例別表備考第1項又は前項の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の額を徴収する。

別表第2（第12条関係）

種類	数量	基本料金（1日につき）
ピアノ	1台	500円
プロジェクター	1台	500円
スクリーン	1式	500円

様式第1号（第3条関係）

堺市立男女共同参画センター使用申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住 所 (所在地)

フリガナ

氏 名 (名 称)

フリガナ

(代 表 者 氏 名)

生 年 月 日

(代表者の生年月日)

電 話 番 号

堺市立男女共同参画センター条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市立男女共同参画センターの使用を申請します。

使用責任者	住 所		
	氏 名	電話番号	
使用日時	年	月	日
	時	分から	時 分まで
使用申請施設	<input type="checkbox"/> 第一研修室	<input type="checkbox"/> 第二研修室	<input type="checkbox"/> 料理室
	<input type="checkbox"/> 実技室	<input type="checkbox"/> 和室	<input type="checkbox"/> 大ホール
附属設備	<input type="checkbox"/> ピアノ	<input type="checkbox"/> プロジェクター	<input type="checkbox"/> スクリーン
使用目的			
使用内容	1 学習	2 会議	3 講演
	4 音楽会	5 映画会	6 その他 ( )
	使用予定人員	人	対象者 一般・関係者
入場料の徴収	<input type="checkbox"/> する ( 円) <input type="checkbox"/> しない		
その他の必要事項			
確認事項	申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 使用に当たっては、堺市立男女共同参画センター条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。 <input type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）に基づき、本施設の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。		

※施設使用料	円	※領収年月日		※減 免
※備品使用料	円	※領収書番号		有 無

注意

- 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため、必要に応じて関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。
- ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

（表 面）

堺市立男女共同参画センター使用許可書

年 月 日

様

堺市長



次のとおり堺市立男女共同参画センターの使用を許可します。

申 請 者	住 所
	氏 名 電話番号
使 用 日 時	年 月 日 曜日
	時 分から 時 分まで
使 用 申 請 施 設	<input type="checkbox"/> 第一研修室 <input type="checkbox"/> 第二研修室 <input type="checkbox"/> 料理室
	<input type="checkbox"/> 実技室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 大ホール
附 属 設 備	<input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> スクリーン
使 用 目 的	
使 用 予 定 人 員	人
使 用 責 任 者	住 所
	氏 名 電話番号

注意 裏面の許可条件をよくお読みください。



(裏 面)

使用許可条件

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
- 3 許可なく使用許可を受けた事項を変更しないでください。使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、堺市立男女共同参画センター使用許可変更申請書を提出してください。
- 4 使用权を他人に譲渡し、又は他人に使用させ、若しくは許可を受けた目的以外に使用しないでください。
- 5 センターの施設、附属設備その他器具備品等は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類については、事前に係員に相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには物を置かないでください。
- 9 許可を受けずに物品の展示、販売等をしないでください。
- 10 堺市立男女共同参画センター条例、堺市立男女共同参画センター条例施行規則の規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 11 前各項に定めるもののほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

様式第3号（第9条関係）

堺市立男女共同参画センター使用許可変更申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
（代表者氏名）  
電話番号

堺市立男女共同参画センターの使用の許可の変更について、堺市立男女共同参画センター条例施行規則第9条第1項の規定により、使用許可書を添えて次のとおり申請します。

1 許可番号	年 月 日付け		第 号
2 変更事項	変更前	変更後	
(1) 使用予定日時	年 月 日 曜日 時 分から 時 分まで	年 月 日 曜日 時 分から 時 分まで	
(2) 使用施設	<input type="checkbox"/> 第一研修室 <input type="checkbox"/> 第二研修室 <input type="checkbox"/> 料理室 <input type="checkbox"/> 実技室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 大ホール	<input type="checkbox"/> 第一研修室 <input type="checkbox"/> 第二研修室 <input type="checkbox"/> 料理室 <input type="checkbox"/> 実技室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 大ホール	
(3) 附属設備	<input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> スクリーン	<input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> スクリーン	
(4) 変更の理由			
※堺市処理欄	※変更後の金額	円	※照合者
	※既納額	円	
	※差額	円	
	※既納額照合	年 月 日納入	

注意

- 再度の変更はできません（堺市立男女共同参画センター条例施行規則第9条第3項に規定する天災地変等に伴うものを除く。）。
- 使用許可の変更の承諾後、当該使用許可の取消しがあっても、使用料の還付はできません（堺市立男女共同参画センター条例施行規則第9条第3項に規定する天災地変等に伴うものを除く。）。
- ※印の欄は、記入しないでください。

様式第4号(第13条関係)

堺市立男女共同参画センター使用料減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

電話番号

堺市立男女共同参画センターの使用料の減免について、堺市立男女共同参画センター条例施行規則第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 曜日		
	時	分から	時 分まで
使用申請施設	<input type="checkbox"/> 第一研修室	<input type="checkbox"/> 第二研修室	<input type="checkbox"/> 料理室
	<input type="checkbox"/> 実技室	<input type="checkbox"/> 和室	<input type="checkbox"/> 大ホール
附属設備	<input type="checkbox"/> ピアノ	<input type="checkbox"/> プロジェクター	<input type="checkbox"/> スクリーン
減免申請の理由			
※使用料額	円	備考	
※減免額	円		
※差引納付額	円		

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号（第14条関係）

堺市立男女共同参画センター使用料還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市立男女共同参画センターの既納の使用料の還付について、堺市立男女共同参画センター条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使用許可	年 月 日 付 け 第 号		
使用申請施設	<input type="checkbox"/> 第一研修室	<input type="checkbox"/> 第二研修室	<input type="checkbox"/> 料理室
	<input type="checkbox"/> 実技室	<input type="checkbox"/> 和室	<input type="checkbox"/> 大ホール
附属設備	<input type="checkbox"/> ピアノ	<input type="checkbox"/> プロジェクター	<input type="checkbox"/> スクリーン
還付の理由			
※既納の使用料	円	備考	
※還付額	円		

注意

- 1 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号(第16条関係)

堺市立男女共同参画センター破損(滅失)届

年 月 日

堺市長 殿

届出人 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

電話番号

次のとおり堺市立男女共同参画センターの施設、附属設備その他器具備品等を破損(滅失)したので、堺市立男女共同参画センター条例施行規則第16条の規定により届け出ます。

については、堺市立男女共同参画センター条例第7条第2項第1号の規定により、指示された方法によって損害を賠償します。

1 破損(滅失)日時	年 月 日 曜日 時 分
2 破損(滅失)箇所又は物件	
3 破損(滅失)の内容又は程度	
※賠償年月日	年 月 日
※指示賠償額	円
※賠償額	円

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号(第18条関係)

堺市立男女共同参画センター指定管理者指定申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 所 在 地

団 体 名

フリガナ

代表者氏名



生年月日

堺市立男女共同参画センターの指定管理者の指定を受けたいので、堺市立男女共同参画センター条例第18条第2項の規定により申請します。

(注) 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 堺市立男女共同参画センターの管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 財務諸表等経営の状況を示す書類
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (4) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が特に必要があると認める書類

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第9条関係)

(令2規則88・全改)

様式第4号 (第13条関係)

(令2規則88・全改)

様式第5号 (第14条関係)

(令2規則88・全改)

様式第6号 (第16条関係)

(令2規則88・全改)

様式第7号 (第18条関係)